

栃木市審議会等委員への女性登用推進要綱の制定について

1 制定の目的

この要綱は、市審議会等委員への女性登用について、目的や目標、推進方法等を具体的に定めることにより、女性の積極的な登用を図り、市の政策・方針決定の場への女性の参画を促進することを目的とします。

2 制定の経緯

本市におきましては、「とちぎ市男女共同参画プラン（平成25～29年度）」の中で、「各種審議会等委員に占める女性の割合」の目標値を、平成29年度30パーセント、「女性委員のいない審議会等の数」の目標値を、平成29年度0と設定しております。

毎年「各種委員会等への女性委員の構成状況調査」により、該当年度4月1日現在の数値を調査しておりますが、目標値に到達していないので、さらに積極的な取組を全庁で進めるため、今回この要綱を制定いたしました。

(参考) 各種審議会等委員に占める女性の割合の状況
→ 平成27年度 26.5% 平成28年度 28.4%
女性委員のいない審議会等の数の状況
→ 平成27年度 16 平成28年度 12

3 要綱の特徴

- (1) これまで文書等で全課へ依頼していた「女性登用への積極的な対応」を要綱という形にすることにより、目的や目標、推進方法等について、より明確に、具体的に、全課へ示した。
- (2) ①クオータ制の導入②委員の推薦団体の見直しや団体の長職等に拘らないこと③公募制の導入と公募枠の拡大④学識経験者を広義で捉えること⑤女性人材リストの活用等、推進方法を具体的に規定した。
- (3) 「女性が占める割合が30パーセントに満たないで選任した時」は、「女性登用状況報告書」を提出することとし、その理由を明記することにより、次回改選時期の改善に活用することとした。

4 施行日

平成28年9月1日

5 他市の状況

県内他市の状況につきましては、足利市が「審議会等への女性委員の登用推進要綱」を、日光市が「各種審議会・委員会等への女性委員登用促進基準」を策定しています。

6 問合せ先

生活環境部 人権・男女共同参画課

男女共同参画係：中嶋

TEL：21-2162 FAX：21-2692